

都市計画法第34条第7号の審査基準

市街化調整区域内の既存の工場施設における事業と密接な関連を有するもので、事業活動の効率化を図るため必要な建築物又は第一種特定工作物については、次のとおりとする。

- 1 原則として、当該土地は既存工場の敷地に隣接又は近接していること。
- 2 当該土地の規模は、事業活動の効率化を図る上で適切なものであること。
- 3 「密接な関連を有する」とは、既存工場施設における事業に対して、原則として自己の生産物の50%以上を原料若しくは部品として納入し、又は依存する事業場であること。
- 4 「事業活動の効率化」とは、作業工程若しくは輸送等の効率化又は公害防除若しくは環境整備等の質的改善が図られるものであること。